

平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法）の一部を改正する件
 新旧対照条文

○平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		
別表	有害物質の種類	検定方法
	カドミウム及びその化合物	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法（ただし、規格五十五・一に定める方法にあつては規格五十五の備考一に定める操作を、規格五十五・三に定める方法にあつては規格五十二の備考九に定める操作を行うものとする。）
	備考	(略)
現行		
別表	有害物質の種類	検定方法
	カドミウム及びその化合物	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法（ただし、規格五十五・一に定める方法にあつては規格五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）
	備考	(略)

<p>六価クロム化合物</p>	<p>鉛及びその化合物</p>	<p>シアン化合物</p>
<p>規格六十五・二・一に定める方法（着色して</p>	<p>規格五十四に定める方法（ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十二の備考九に定める操作を行うものとする。）</p>	<p>規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

<p>六価クロム化合物</p>	<p>鉛及びその化合物</p>	<p>シアン化合物</p>
<p>規格六十五・二・一に定める方法（着色して</p>	<p>規格五十四に定める方法（ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十四の備考三に定める操作を行うものとする。）</p>	<p>規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

ふっ素及びその 化合物	(略)
規格三十四・一、三十四・二若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一C) (注(6)第三文を除く。)に定める方法及び環境基	いる試料又は六価クロムを還元する物質を含む有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十一のb)の1)から3)まで及び規格六十五・一に定める方法) 又は規格六十五・二・六に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)

(略) (略)

ふっ素及びその 化合物	(略)
規格三十四・一若しくは三十四・二に定める方法又は規格三十四・一C) (注(6)第三文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表六	いる試料又は六価クロムを還元する物質を含む有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十五のb) (第一段を除く。)及び規格六十五・一に定める方法)

(略) (略)

準告示付表六に掲げる方法

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された

(略)

に掲げる方法

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三又は四十二・五に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・

(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

硝酸イオンの濃度に換算係数0・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法

二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法